

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【1枚目】

事業コード	90701101	
事務事業名	監査事務	
予算書の事業名	3. 監査事務費	
事業期間	開始年度	昭和29年度
	終了年度	
	当面継続	
	業務分類	2. 内部管理
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行 ☐ 2. アウトソーシング ☐ 3. 負担金・補助金 ☒ 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	13010100
部名等	監査委員	
課名等	事務局	
係名等	監査係	
記入者氏名	林 直樹	
電話番号	0765-23-1022	

政策体系上の位置付け	コード2	000000
政策の柱	該当なし	
政策名	該当なし	
施策名	該当なし	
区分	該当なし	
基本事業名	該当なし	

予算科目	コード3	001020601
会計	一般会計	
款	2. 総務費	
項	6. 監査委員費	
目	1. 監査委員費	

◆事業概要（どのような事業か） 地方公共団体の行財政が公正かつ効率的に行なわれているか、第三者の立場において監視し、評価する監査委員の事務補助を行なう。 監査委員の権能が十分に発揮できるように支援する。				単位	実績		計画				
					19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
対象	（この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など） 監査委員	➡	対象指標	① 監査委員数	人	3	3	3	3	3	
				②							
				③							
手段	<平成20年度の主な活動内容> ・決算審査事務 ・例月出納検査事務 ・定期監査事務 ・財政援助団体監査事務 ・工事監査事務 ・監査委員研修事務 *平成21年度の変更点 変更なし	➡	活動指標	① 監査委員の出席日数	日	34	36	36	36		
				② 研修会等への参加回数	回	5	5	5	5		
				③							
意図	（この事務事業によって、対象をどのように変えるのか） 監査委員の権能が十分に発揮される監査体制を維持することができる。	➡	成果指標	① 例月出納検査実施回数	回	12	12	12	12		
				② 決算審査を実施した課等の数	課	26	26	26	26		
				③ 定期監査を実施した課等の数	課	27	27	27	27		
その結果	<施策の目指すがた> 該当なし。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入								
◆この事務事業開始のきっかけ（何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか） 昭和29年魚津市監査委員に関する条例を制定。				財源内訳	①国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
					②地方債	(千円)	0	0	0	0	0
					③その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
					④一般財源	(千円)	477	376	636	636	636
					A. 予算(決算)額(①)～④の合計	(千円)	477	376	636	636	636
				◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 平成3年地方自治法改正により、監査委員の職務権限が行政監査までに拡大。平成9年改正で、外部監査法人による監査の制度が創設された。 平成19年7月、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定により、監査委員の審査、意見が求められることとなった。					①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2
②事務事業の年間所要時間	(時間)	3,600	3,700						3,700	3,700	3,700
B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	14,436	15,559						15,559	15,559	15,559
事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	14,913	15,935						16,195	16,195	16,195
（参考）人件費単価	(円/時間)	4,010	4,205						4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） なし									◆県内他市の実施状況	○ 把握している ● 把握していない	➡

平成 21 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 20 年度分に係る評価)

【2枚目】

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度（事務事業の施策の目指すがたに対する直結度（対象・意図の密接度）とその理由説明）	
☐ 直結度大 ☐ 直結度中 ☒ 直結度小	説明 該当する施策ないため、直結する施策がない。
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）	
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入 地方自治法（昭和24年法律第67号）195条 魚津市監査委員に関する条例（平成12年条例第12号） 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年7月法律第109号）	
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明）	
なし	説明 現状の対象と意図は適切でる。 見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明）	
なし	説明 成果向上の余地なし。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明）	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 削減することにより、監査委員の権能が十分に発揮できなくなる。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）	
なし	説明 削減することにより、監査委員の権能が十分に発揮できなくなる。

【公平性の評価】

8. 受益者負担の適正化の余地（過去の見直しや社会経済状況等から）	
特定受益者なし・負担なし	説明 なし
適正化の余地なし	
9. 本市の受益者負担の水準（県内他市と比較し、今後のあり方について説明）	
☐ 高い ☐ 平均 ☐ 低い	説明 なし

【必要性の評価】

10. 社会的ニーズ（この事務事業にどれくらいのニーズがあるか）	
☐ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い ☐ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い ☐ 比較的多くの市民などがニーズを感じている ☐ 一部の市民などに、ニーズがある ☐ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある ☐ 目的はある程度達成されている ☒ 上記のいずれにも該当しない	
11. 事務事業実施の緊急性	
☐ 緊急性が非常に高い ☐ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす ☐ 市民などのニーズが急速に高まっている ☐ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい ☒ 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない	

★ 評価結果の総括と今後の方向性

(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止		年度	
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）			コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度（平成22年度）	予定なし	コストの方向性 維持
	中・長期的（3～5年間）	予定なし	成果の方向性 維持

★課長総括評価（一次評価）

地方自治法で設置が定められた委員であり、事務局は委員の権能が十分に発揮できるよう努めている。 監査活動の支援には不具合は生じてはいない。	二次評価の要否
	不要